

廃電気・電子機器のリサイクルシステム 韓国

法律	資源の節約及び再活用促進に関する法律(1992年)
対象製品	家電製品全般 一部に預置金制度あり(適用対象: テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) -93年開始 その他、酒類、飲料、医薬品などの容器使用商品、洗剤、電池、タイヤ等が対象
リサイクルシステム	<p>韓国では92年資源節約及び再活用促進に関する法律が制定され、リサイクル制度が拡充された。家電など一部の品目については、1993年から預置金制度(対象製品: エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)が導入された。なお、2003年1月からはExtended Producer Responsibility Systemを導入し、民間主導のシステムへ移行させる予定である。</p> <p><廃電気・電子機器のリサイクルシステムフロー> 最終消費者から以下の3つのルートで廃製品は回収・処理される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 販売業者が買い替え時に無償回収し、製造業者が自らまたは委託業者による再生、処理が行われる。 2) 自治体が有償回収し、自治体が自らまたは委託業者による再生、処理が行われる。 3) 生活資源再活用協会では、無償回収し、中古品として再販売する。再使用できない製品は自治体、または製造業者に引渡、再生、処理が行われる。 <div style="text-align: center;"> </div> <p><韓国における預置金制度のフロー></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製造業者は前年度の出荷重量に対して一定のレートの預置金を韓国環境部に預ける 2. 製造業者には、再生して販売した有価物と最終処分場に持ち込んだ残さ分の合計重量分に対する預置金が、預入時と同一レートで返還される <div style="text-align: center;"> </div>
リサイクルシステムの管理運営	韓国環境部(環境省) リサイクルシステムの全体管理 預置金制度の管理 (製造業者からの預置金の預かり、管理、品目別レートの決定、返還)

生産者の役割	回収への関与	・なし
	リサイクルへの関与	・あり（但しリサイクル業者への委託可能） ・自治体回収の場合は自治体がりサイクル処理を行う（業者への委託可）
	費用負担	1）預置金制度（対象商品：テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の場合： ・回収・リサイクル費用負担あり（再生後返却分有り） * 韓国における預置金制度は製造業者と環境省との間で資金の流れが完結し、当事者として消費者を含まないという点で他のデポジット制度と異なる 2）その他の家電の場合 販売業者回収の場合： ・回収・リサイクル費用を負担 自治体引取の場合 ・費用負担なし
	製品設計	・リサイクル性を配慮した製品設計
	情報提供	・リサイクル関連情報の公開
関係者の役割	販売業者	・新規製品販売の際（買い替え時）同種の廃製品の引取義務
	自治体	最終消費者より廃製品を有償回収 自らまた委託業者により再生、廃棄処理
	生活資源再活用協会	（韓国政府の承認を受けた中古品リサイクルを行う社団法人） ・廃製品の無償引取、再販売 ・廃棄の場合、自治体又は製造業者に持ち込む 「資源の節約および再活用促進に関する法律」ではリユースをリサイクルに優先する考え方として位置付けている。そのため、韓国では消費者間にリユース意識が高く、同協会を用いたリユースが韓国静脈物流の中核に組み込まれている。
	リサイクル業者	・製造業者の委託を受けてリサイクルを実施
	消費者	・廃製品の分別、引渡 ・自治体に引渡す場合、費用負担